

(平成23年7月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

徳島国民年金 事案650

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年1月から同年3月まで

夫が昭和63年1月に会社を退職した際、自身の国民年金被保険者資格の変更手続きを怠っていたため、当初、申立期間を含む昭和63年1月から平成元年4月までの国民年金保険料が未納となっていたが、母の勧めもあり、後日、国民年金被保険者の資格取得手続きを行い、当該期間の国民年金保険料を全て納付した。

申立期間が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料を全て納付している上、昭和53年4月から61年3月までの期間については付加保険料を納付しているなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る昭和63年1月10日付けの国民年金被保険者資格取得（第3号被保険者から第1号被保険者への資格変更）に関する処理は、平成元年7月12日に行われたと推認される。当該時点において、申立期間に係る国民年金保険料を過年度納付することは可能であり、申立人の主張に不自然さはない。

さらに、申立人は、A市区町村役場において、前述の申立期間に係る国民年金被保険者資格取得手続きを行った際、同市区町村が申立人へ交付したと思われる「国民年金過年度保険料」（申立期間を含む昭和62年4月から平成元年3月までの各保険料の納期限、保険料額、過年度納付方法等が示された案内文書）を所持しており、当該文書に記された申立人のメモ書きの

内容、申立人の具体的供述等から判断して、申立人が、申立期間に係る保険料を納付する目的で、当該文書を持って社会保険事務所（当時）を訪れたものと推認される上、当該文書の申立期間の金額欄の横には、申立人が記したと思われる「支払済」との記載が確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月から52年3月まで
② 昭和53年4月から54年3月まで

昭和54年4月の結婚後、義母が「国民年金に加入しないといけない。」と言ってA市区町村役場で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

後日、夫から「母がA市区町村役場へ行って、役場の窓口で係の人の言うとおりに、お前の国民年金保険料を払ってきた。」と言われたのを今でもはっきり覚えている。

しかし、申立期間が未納とされている。納得できないので、調査の上、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、国民年金被保険者台帳管理簿において、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和54年6月8日付けで結婚後の氏名により払い出されていることが確認できる上、A市区町村が保管する国民年金被保険者名簿において、申立期間②の前1年間は過年度納付であることが確認できるなど、申立人及びその義母の供述と一致している。

また、申立人の国民年金への加入手続、保険料の納付を行ったとする申立人の義母は、国民年金に制度発足当初から加入し、全ての加入期間の保険料を納付している上、昭和50年2月から59年*月（60歳到達の前月）までの付加保険料を納付しているなど、納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立期間②は12月と短期間であり、申立期間②の直前1年間の保険料を過年度納付している上、申立期間②以降の保険料を全て納付

していることが確認できるなど、その申立内容に不自然さは無く、申立期間②に係る保険料の納付を妨げる事情も見当たらない。

- 2 一方、申立期間①について、前述の国民年金手帳記号番号の払出時点においては、時効により納付できない期間であり、特例納付は可能であるものの、申立人は保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の義母は、「当時、支払った金額ははっきりしないが、10万円以上は支払っていないと思う。」と供述しており、その納付金額は申立期間①に係る国民年金保険料を第3回特例納付で納付した場合の金額に不足する上、特例納付をうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の義母が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月1日から40年7月25日まで

私のA事業所における厚生年金保険被保険者期間について、請求した記憶が無いにもかかわらず、社会保険事務所（当時）から脱退手当金として支給された記録となっている。

調査の上、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間の前の期間に申立人が勤務しているB事業所に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、i) 通算年金制度創設後の裁定請求書には、勤務した事業所名を全て記載することとされていたこと、ii) B事業所と申立期間に係るA事業所は共に申立人の実家の近くにあり、申立人の両事業所へ入社した経緯等に係る記憶も明瞭であることなどを踏まえると、申立人がB事業所に係る被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後計100人のうち女性の同僚（83人）で脱退手当金の受給資格を満たし、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年7月の前後2年以内に資格喪失した者5人（申立人を除く。）の脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録が確認できるのは一人のみであること、また、前述の条件で、前後3年以内に資格を喪失し連絡先が把握できた同僚6人にアンケート調査を実施し5人から回答が得られたが、いずれも退職時に会社側から脱退手当金の説明を受けた記憶等が無い旨回

答しているなど、申立期間当時、A事業所が脱退手当金の代理請求を行っていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人はA事業所を退職した約1年後に国民年金に加入し保険料を納付しているところ、申立人は、出産のために国民年金の加入手続が遅れた旨を述べていること、国民年金の加入を勧めた申立人の夫は、制度発足当初から国民年金に加入し脱退手当金の支給日の前後を通じて保険料を納付していること、及び申立人が加入時点で時効により納付できなかった期間の保険料を特例納付していることなどを踏まえると、当時、申立人に脱退手当金を請求する意志があったとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年4月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年3月14日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年4月15日から20年3月14日まで

私は、昭和19年4月15日から20年3月14日までの期間において、A事業所で勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、A事業所において、申立人が昭和19年4月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

また、前述の被保険者台帳に、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は記載されていないものの、申立人は、「A事業所を辞めることになったのは、B大空襲で、工場も住むところもなくなったからだと思う。」と主張しているところ、当該事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において氏名が確認でき、「B大空襲以後は工場が焼失したため出勤していない。」と供述している複数の同僚は、被保険者資格喪失日が異なっているものの、B大空襲のあった昭和20年3月14日までは継続して厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、申立人についても、少なくとも当該空襲があった同年3月14日までの期間において、申立事業所において勤務し、厚生年金保険の被保険者であったも

のと推認できる。

さらに、前述の被保険者台帳に、申立人の資格喪失日が記載されていないことについて、日本年金機構C事務センターは、現存する申立事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿は書換え後の名簿であるとしており、当該名簿において、申立人の氏名は確認できないことから資格喪失日を特定することができないとしており、社会保険出張所における年金記録の管理が不適切であったと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年4月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に行ったことが認められ、かつ、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、20年3月14日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）のA事業所の記録から、30円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月1日から36年4月1日まで
厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A事業所に係る厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。

私は脱退手当金の手続を行っておらず、脱退手当金を受け取っていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和36年7月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、前述の被保険者名簿において、健保番号1番（昭和33年12月1日資格取得）から健保番号78番（昭和34年3月25日資格取得）までの同僚のうち、申立人の資格喪失日前後2年以内に資格を喪失し、かつ脱退手当金の支給記録が確認できる5人のうち4人については、申立人同様、被保険者資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているところ、当該同僚のうち二人は、「会社から脱退手当金の受給希望の有無を確認された。」など供述していることから、事業主による代理請求が行われていた可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申

立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月1日から25年10月1日まで
② 昭和25年11月1日から28年9月22日まで

A事業所には、結婚する前から勤めており、私の次女が誕生した昭和28年*月頃まで勤務していた。厚生年金保険の被保険者期間が1か月しかないことに納得できないので、調査の上、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A事業所は既に廃業しており、両申立期間当時の事業主の所在も確認できないことから、申立人の両申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等を確認できる関連資料等は得られない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚等（申立人の妻が記憶する同僚を含む。）へ照会を行ったが、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の妻が記憶する複数の同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得日が、申立期間以後であることが確認できる上、前述の同僚が供述する入社時期と厚生年金保険被保険者の資格取得日が一致しないことなどから判断すると、申立事業所では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険

に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、健康保険番号*番（昭和 24年 5月 1日資格取得）から健康保険番号*番（昭和 28年12月25日資格取得）までの番号において、申立人の氏名等が確認できるのは、健康保険番号*番（昭和25年10月 1日資格取得、同年11月 1日資格喪失）のみであり、当該番号における厚生年金保険の被保険者記録はオンライン記録と一致している上、資格取得日及び資格喪失日が訂正されたなど不自然な形跡も認められない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月1日から23年5月21日まで
日本年金機構から通知を受け取った。通知では、昭和21年3月1日から23年5月21日までの期間の26月について、23年6月9日に脱退手当金が支給済みとなっているが、私は脱退手当金を受け取った記憶が無いので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に勤務していたA事業所は、「脱退手当金の説明を行い、従業員に代わって請求手続を行っていた。」と回答している上、申立人と同時期に資格喪失し、脱退手当金の受給資格がある者11人のうち、4人に脱退手当金の支給記録があり、全ての者が7か月以内に脱退手当金の支給決定がされていることなどから、事業主による代理請求が行われていたことがうかがえる。

また、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和23年6月9日に支給決定されているところ、i) 当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったこと、ii) A事業所は、「国民年金制度発足前の退職者で、再就職の予定の無い人には脱退手当金を請求するよう指導していた。」と回答していること、iii) 申立人は、「A事業所B工場を結婚のために退職した。退職後すぐに勤めようとは考えていなかった。」と供述していることから判断すると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年9月から10年9月まで
② 平成14年8月から16年6月まで

A事業所において、役員として勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の期間について、役員として役員報酬を下げたことが無いにもかかわらず、年金事務所が記録する標準報酬月額が下がっていることに納得いかない。給与明細書等、当時の報酬月額を確認できる関連資料は残っていないが、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申立てているが、申立期間①及び②に係る給与明細書等の関連資料を所持しておらず、A事業所の事業主（申立人の夫）は、「両申立期間当時の賃金台帳、社会保険事務所（当時）への手続の資料等は何も残っていない。両申立期間当時のことは覚えていない。」と回答していることから、申立人の申立期間①及び②における報酬月額及び保険料控除額について確認できる関連資料及び供述は得られない。

また、申立人が、オンライン記録において確認できる標準報酬月額に見合う保険料額を超えた額を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間①及び②に係る標準報酬月額について、申立人の夫である事業主の標準報酬月額についても、申立人と同様、随時改定により、各申立期間前の標準報酬月額より低い標準報酬月額で決定されていることが確認できる上、遡って標準報酬月額を訂正し

たなど不自然な形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案693

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から51年3月まで
② 昭和51年4月から52年3月まで
③ 昭和52年10月から53年3月まで

私は、申立期間①において、A事業所B施設（現在は、A事業所C施設）に、申立期間②においてはA事業所D施設に、それぞれ非常勤職員として勤務した。

勤務していたことは確かなのに、両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、申立期間③においては、A事業所E施設に産休代替の職員として勤務した。同施設に勤務する前に、同じく産休代替で勤務したA事業所F施設に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できるが、A事業所E施設の記録が無い。

全ての申立期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A事業所から提出された職歴証明書によると、申立人が、昭和50年4月8日から51年3月24日までの期間において、A事業所B施設に臨時的任用の非常勤職員として勤務していたことは確認できる。

しかし、A事業所C施設は、「申立人の勤務状況は、同じ業務に従事する職員のおおむね4分の3以上では無いため、厚生年金保険の加入対象では無かった。申立てどおりの届出は行っておらず、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答している上、A事業所B施設に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、厚生年金

保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「当時、非常勤職員は、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

また、前述の被保険者原票によると、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和49年6月1日から52年6月1日までの期間における厚生年金保険被保険者資格の取得者の中に、申立人の氏名等はなく、健康保険番号に欠番も無い。

- 2 申立期間②について、A事業所D施設から提出された辞令書、及びA事業所から提出された職歴証明書によると、申立人が、昭和51年4月8日から52年3月24日までの期間において、A事業所D施設に臨時的任用の非常勤職員として勤務していたことは確認できる。

しかし、A事業所D施設は、「申立期間当時、『任用期間が2箇月をこえ12箇月未満の臨時のG職員（非常勤職員を除く。）について、健康保険及び厚生年金保険の二種類に加入させることとすること。』という、A事業所長通達に従い、社会保険事務が行われていたものと思われる。申立人については、非常勤職員であったため、厚生年金保険には加入させていなかったものと思われる。」と回答している上、同施設に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「非常勤職員でなかった期間については厚生年金保険の被保険者記録があるが、私も、非常勤職員であった期間については厚生年金保険の被保険者記録が無い。」と供述している。

また、前述の被保険者原票によると、申立期間②を含む昭和51年1月16日から52年4月8日までの期間における厚生年金保険被保険者資格の取得者の中に、申立人の氏名等はなく、健康保険番号に欠番も無い。

- 3 申立期間③について、A事業所から提出された職歴証明書によると、申立人が、昭和52年11月15日から同年12月24日までの期間、53年1月9日から同年2月28日までの期間及び同年3月1日から同年3月10日までの期間において、A事業所E施設に臨時的任用の常勤職員として勤務していたことが確認できるが、申立期間③のうち、52年10月から同年11月15日までの期間及び同年12月25日から53年1月8日までの期間については、申立人が同施設に勤務していたことが確認できない。

また、厚生年金保険法第12条では、「次の各号のいずれかに該当する者は、第9条（被保険者）及び第10条第1項（任意単独被保険者）の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としなす。」と規定されており、同条第2号では、厚生年金保険の被保険者としなす者について「臨時に使用される者であつて、2月以内の期間を定めて使用される者」と規定されているところ、前述の職歴証明書によると、申立人の任用期間は、いずれも2か月に満たない期間であることが確認できる。

さらに、A事業所E施設は、「申立期間当時の書類は、既に処分され

ており、申立人の厚生年金保険への加入状況及び保険料控除については、確認することができない。当時、臨時の職員の社会保険の取扱いについての通達はあったが、そのとおりの取扱いを行っていたかについては不明である。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除を確認できる関連資料等は得られない。

加えて、A事業所E施設に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間③を含む昭和52年9月1日から53年4月8日までの期間における厚生年金保険被保険者資格の取得者の中に、申立人の氏名等は無く、健康保険番号に欠番も無い。

なお、申立人は、「A事業所E施設に係る申立期間③について申立てを行ったのは、同施設に勤務する前に、同施設と同じ勤務形態（産休代替）で勤務していたA事業所F施設に係る厚生年金保険の被保険者記録があるからである。」としているところ、前述の職歴証明書によると、申立人のA事業所F施設に係る任用期間は、2か月を超えた期間であることが確認できる。

- 4 このほか、申立人が、全ての申立期間について、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。